

「立命館大学人文科学研究所紀要」編集規程

1. 本規程は、立命館大学人文科学研究所（以下、「研究所」という。）が刊行する『立命館大学人文科学研究所紀要』（以下、「紀要」という。）の編集について定めるものとする。
2. 紀要の編集は、研究所紀要編集委員会（以下、「編集委員会」という。）の責任のもとで行い、毎年度、原則として 1 号以上を刊行するものとする。
3. 編集委員会は、研究所長および研究所長が委嘱する本学専任教員（教授・准教授・専任講師または助教）若干名の委員によって構成し、研究所長が編集委員長となって編集委員会を統括する。ただし、必要な場合、本学専任教員の中から編集委員を追加することができる。委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。
4. 紀要に掲載する論文等（以下、「掲載論文等」という。）の区分は、論文、研究ノート、実践報告、翻訳、資料紹介および書評とし、いずれも未発表のもので、下記の基準による。
 - (1) 論 文：実証的あるいは論考的研究に基づく学術論文。
 - (2) 研究ノート：論文として公刊するには至らないが、実証的あるいは論考的研究への新たな示唆や問題提起等を含む論述。
 - (3) 実践報告：活動実績や事例報告などで、研究調査を深める観点から意義のあるもの。
 - (4) 翻 訳：研究所の重点研究領域やプロジェクト研究に関連する原著の翻訳で、当該分野の研究を深める観点から意義のあるもの。
 - (5) 資料紹介：研究所の重点研究領域やプロジェクト研究を深める過程で採用された手段・調査・実験データ・その他の資料で、当該分野の研究にとって有益な資料となるもの。
 - (6) 書 評：公刊された学術図書、論文等に関するもの。
5. 掲載論文等には、原則として、編集委員会への投稿論文等を充てる。ただし、研究所長は、研究所の重点研究領域やプロジェクト研究等に必要と判断するとき、編集委員会の議を経て、学外の研究者に寄稿を要請することができる。
6. 編集委員会は、掲載論文等が第三者の著作権を侵害することがないように留意するとともに、執筆者に対して著作権侵害の疑いがないことを確認するものとする。
7. 論文等の執筆ならびに投稿に関する必要事項については、「投稿規程」として別に定める。
8. 投稿論文等の掲載の可否は、査読者からの査読報告に基づいて編集委員会が決め、編集委員会は当該論文の採否を執筆者に通知する。査読者は、学内外の研究者とし、その選定には編集委員会が当たる。また編集委員会は、査読の公平性を確保するため、執筆者と査読者との関係ならびに査読者が複数の場合の査読者相互の関係において、匿名性を確保することに留意し、査読者の氏名は、事前にも事後にも編集委員会の外部には公開しない。このほか査読に関する必要事項は、編集委員会が定める。
9. 編集委員会は、投稿論文等の表題、内容、表現などについて、修正を条件として掲載を可とする場合がある。その際、編集委員会は、修正して掲載を希望する者に対して、所定の期日を指定してあらたな原稿の提出を求めることができる。
10. 校正は執筆者の責任において行い、所定の期日内に誤字・脱字・誤植等の訂正を行う。原則として、校正時に本文の大幅な加筆・修正・削除はできない。

11. 各執筆者に対し、30 部の別刷を贈呈する。これを超えて必要とする場合、超過部数については執筆者の個人負担とする。
12. 掲載された論文等を他に転載する際には、編集委員会の承認を得るとともに、転載論文等にはその旨を明記しなければならない。ただし、原則として発行日から1年未満の論文等については、他の媒体への転載は不可とする。
13. 紀要の目次および掲載論文等は、執筆者の承諾を条件に、研究所ホームページ上で公開する。
14. この規程の改廃は、編集委員会の議を経て、研究所運営委員会で決定する。

附則 (1) 2002 年 4 月『立命館大学人文科学研究所紀要』投稿規程を制定し施行。

(2) 2004 年 12 月 21 日改定。『立命館大学人文科学研究所紀要』編集規程とし、2004 年 4 月 1 日から適用する。

(3) 2018 年 3 月 20 日改定。同年 4 月 1 日より施行する。

(4) 2025 年 10 月 21 日改定。2026 年 4 月 1 日より施行する。